

# 情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	2
一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	4

令和6年6月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年6月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	アサヒ観光株式会社 (法人番号：5030001050763) 代表者 中山一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県春日部市豊町2-10-11 (本社営業所) 埼玉県春日部市豊町2-10-11
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年4月17日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年6月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年6月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	武蔵野観光バス株式会社（法人番号：8030001008296） 代表者 加藤英明
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県さいたま市西区大字二ツ宮802-2 (本社営業所) 埼玉県さいたま市西区大字二ツ宮802-2
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和6年4月15日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和6年6月19日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	株式会社 ワールドポーター
	吉田 裕一
	千葉県柏市藤心964-1
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本店営業所
	千葉県柏市中央2丁目3-18
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分30日間及び輸送施設の使用停止処分65日車
(5) 主な違反事項	名義の利用等の禁止違反（貨物自動車運送事業法第27条第1項）
(6) 違反行為の概要	<p>法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年3月1日及び同年3月13日に監査を実施。7件の違反が認められた。</p> <p>(1) 乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業安全規則第3条第4項）</p> <p>(2) 点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～3項）</p> <p>(3) 運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）</p> <p>(4) 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3）</p> <p>(5) 名義貸し（貨物自動車運送事業法第27条第1項）</p> <p>(6) 事業計画（営業所、自動車車庫及び休憩睡眠施設）の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項）</p> <p>(7) 報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項、貨物自動車運送事業報告規則第2条の2）</p>
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 37点
	当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 37点